

概 臨 時 時 会 要 会

4月と5月に行われた臨時会の概要をお知らせします。
臨時会は、地方議会の会議のうち、定例会の他に、臨時の必要がある場合、特定の事件に限って、臨時でこれを審議するために招集されます。

4月臨時会

令和2年4月臨時会は、4月15日に行われ、「訴えの提起について」などの市長提出議案5件について審議されました。

◆専決事項の専決について

(令和元年度吉川市一般会計補正予算(第6号))

国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」を受け、児童福祉施設等の感染症拡大防止を図る経費について緊急に予算措置する必要があるため、補正予算として専決処分したものです。



既定の歳入歳出に1860万円を追加し、歳入歳出予算の総額は253億727万円となりました。なお、他2件の専決処分については、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴うものです。

◆訴えの提起について

土地区画整理事業を推進している吉川美南駅東口周辺地区において、土地区画法第100条の2の規定により市が管理することとなった土地である吉川市大字高久字小帳1004番3ほか1筆を相手方が碎石を残置し不法に占有しているため、相手方に対し土地の明け渡し請求事件に関する訴えの提起をするものです。

◆令和2年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
既定の歳入歳出に550万円

— 討 論 —

追加し、歳入歳出予算の総額を37億87万5千円となりました。内容は、前述の訴訟に係る費用を追加したものです。

「訴えの提起について」に対し、3名の議員が討論を行いました。

賛成 林 美希 議員

区画整理に同意されている95%の地権者の皆様、区画整理事業の費用を納税という形で負担されている市民の皆様、まちづくりビジョンに賛同され企業進出を考えられている事業者、すべての方の為に新たな費用負担が発生しないよう、予定期間大幅に過ぎることなくスムーズに開発が進められていくことを心から望んでいる。提訴相手方が何らかの不服を覚えられ、残置物を置き、それが違法行為であると警察から強い警告が出さ

れ、そして起訴命令の申立を行われた以上、司法という公の場で、和解を含めた実効性ある結論に至ることを望まない理由はない。賛成少数で否決された3月定例会同様、引き続き賛成の立場を取る。

賛成 五十嵐 恵千子 議員

3月議会に上程された当議案に関する質疑応答では不可解な点が多く、開発に賛同される95%の地権者の思いを鑑み、速やかに事業が推進されるよう、公明党は「訴えの提起」に賛成した。さらに、今回の議案質疑を踏まえた上で、①相手方が「交渉に応じない」状況から、今後、事業の遅延が予想される。多くの地権者・市民に不利益が生じないよう、法に基づき判断すべき。②違法行為があった・この議案を審議する側である市議会議員2名がこの件に関わっている・相手方から起訴命令が出て

賛成 伊藤 正勝 議員

公権力の行使。住民を相手に公金を使って裁判を提起する。これは重い判断であり慎重な取り組みが求められる。土地明け渡しを求めて二本の「訴えの提起」が準備されていたが、事態の変化に伴い直前に一本は取り下げ、一本は内容を変更しての提起となった。占拠、占有の実態がこの間大きく動いている。現場を昨日見てきたが碎石が散見されただけ。重機や鉄板等は撤去されていた。これが違法な占有物なのか。裁判を提起することの是非。もう一步の努力で裁判をしなくても済むのでは。碎石の処理についてさらに話し合いの努力を重ね、途中でも合意ができれば和解の努力を進めてほしい。